

令和6年度グリーストラップ清掃・汚泥等収集運搬及び処分業務委託  
仕様書

- 1 本業務は、こども園東給食センター他6施設のグリーストラップについて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、適正に清掃し、汚泥等の収集・運搬及び処分を行うものとする。
- 2 各施設のグリーストラップ清掃について、産業廃棄物の種類は汚泥等とし、抜取量、及び抜取回数は、別紙のとおりとする。
- 3 契約期間は、契約日(令和6年4月1日予定)から令和7年3月31日までとする。
- 4 業務時間は、概ね午後3時30分から午後4時30分までとする。
- 5 業務後は不衛生にならないように、その周辺の清掃をその都度行うこととする。
- 6 業務終了後は、産業廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」という。)の提出により委託業務終了報告を行うこと。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の28に基づき、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストA票、B2票等を作成して提出すること。処分業務については、マニフェストD票及びE票等を作成して提出すること。別途、写真付き作業報告書を毎月提出すること。
- 7 業務に必要な資材等は、受託者負担とする。
- 8 業務委託料について、グリーストラップ槽等の清掃費用、汚泥等の収集運搬費用及び処分費用、産業廃棄物管理票(マニフェスト)手数料その他必要な費用、消費税額を全て含むものとする。
- 9 本仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえでこれを決定するものとする。

別 紙

対象施設

No.	施設名称	所在地	電話番号	グリーストラップ	
				設置場所	槽の容量 (抜取量)
1	こども園東給食センター	那覇市与儀 2-10-20	854-9404	屋外	9500
2	こども園西給食センター	那覇市楚辺 2-1-1	854-5270	屋外	5000
3	久場川みらいこども園	那覇市首里久場川町 2-18-10	886-8042	屋外	4000
4	宇栄原みらいこども園	那覇市宇栄原 4-17-10	857-0483	屋外	4000
5	天久みらいこども園	那覇市天久 1-4-1	917-3338	屋外	6000
6	樋川みらいこども園	那覇市樋川 2-10-1	834-0962	屋外	2200
7	大道こどもみらい園	那覇市字大道 146 番地 1	884-5769	屋外	500

No.1~7 の各施設について、令和 6 年 4 月~令和 7 年 3 月の期間内で、毎月 1 回 (年間合計 12 回)、抜取すること。